

経済産業省業務継続計画

平成20年6月12日

(令和4年10月20日改定)



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

目 次

第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針

1. 背景と位置付け
2. 基本方針
3. 業務継続体制の確立
4. 本計画の構成

第2章 想定災害と業務継続への影響

第3章 継続すべき優先業務

1. 基本的考え方
2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出
3. 首都直下地震応急対策業務
4. 過酷事象対策業務
5. 一般継続重要業務

第4章 迅速な初動対応及び業務継続のための組織・執務体制

1. 宿日直
2. 参集要員の指定
3. 発災時の行動
4. 安否確認
5. 経済産業省緊急災害対策本部における機能班設置
6. 重点課室と予備職員制度
7. 権限委任
8. 交替制

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備
2. 通信
3. 基盤情報システム
4. 業務継続のための代替庁舎の確保
5. 広報
6. 帰宅困難者等への対応
7. 傷病者等の救護
8. 各個人における業務継続への取組

第6章 教育、訓練及び計画の見直し等

1. 教育、訓練等
2. 人事異動における引継ぎ
3. 本計画の見直し

(参考資料)

参考－1 過去の災害・危機発生時に行った規制緩和事例

参考－2 防災関連基本インフラ

第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針

1. 背景と位置付け

首都直下地震のような災害により、中央省庁自体も被災し、インフラ・ライフラインや、ヒト・モノ・金・情報など利用できる資源に制約が生じた状況においても、中央省庁の業務継続への社会的要請を踏まえ、各省庁が業務継続力の向上を図るための計画を策定することが必要とされている。

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」において、「政治、行政、経済の中核機能に障害が発生すると、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定される。」とされており、首都中核機能の障害により、特に、災害応急対策への支障が生じたり、危機管理機能が著しく低下したり、適切な経済措置が講じられないことによる被災地の経済の停滞や混乱が長引くことへの懸念が示された。その上で、首都中核機関は、災害時の機能継続性を確保するために、業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を策定することとされた。

また、平成19年6月の中央防災会議において、内閣府から、「中央省庁業務継続ガイドライン」が報告された。本ガイドラインでは、中央省庁の業務継続計画は、優先実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、非常時優先業務の実施に必要な資源の確保・配分やそのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化などについて、必要な措置を講じて、非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的とするものと位置付けられた。本ガイドラインでは、各中央省庁は、業務継続計画について平成19年度に検討を開始し、平成20年度第1・四半期までに第1回の業務継続計画を作成することとされた。

平成18年4月に中央防災会議が策定した「首都直下地震応急対策活動要領」では、経済産業省の主な活動として、電気、ガス等のライフライン施設や石油コンビナート等の産業保安関連施設に関する情報収集・提供及び事業者への災害応急対策の指示、関係業界団体等を通じた生活関連物資及び応急収容資機材の調達、被災地における物資等の安定供給及び物価の安定などが規定されている。

経済産業省は、このような我が国の経済・社会活動の継続性の確保を図る上で重大な責務を負っており、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある事態においても、「経済産業省防災業務計画」に基づき防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、その停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性のある非常時優先業務を継続する必要がある。そのため、平成20年6月に、経済産業省防災業務計画を補完するものとして「経済産業省業務継続計画」（以下「本計画」と

いう。)を策定し、このような経済産業省に与えられた重大な責務を達成するために必要となる業務の継続性を確保するために必要な取組を定めることとした。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、物資・燃料の調達・供給支援、電力需給対策等における初動対応、災害応急対策に万全を期すためのあり方など、広範な分野における課題が明らかとなった。そのため、経済産業省として災害・危機対応の全般的な見直しを行うこととし、平成 24 年 3 月 6 日に省議を開催し、「東日本大震災を踏まえた災害・危機対応の見直しに関する基本方針」を定め、本計画を改定した。

災害・危機対応は、ここまでやったから十分、というものではない。訓練の実施、災害に関する経験、対策の積み重ね、経済産業省内外の状況の変化等に応じて、引き続き本計画を見直すとともに、必要に応じて、「経済産業省防災業務計画」も見直すものとする。

本計画の対象範囲は、経済産業省本省、資源エネルギー庁及び中小企業庁とし、経済産業省総合庁舎本館・別館とは別庁舎の特許庁については、別途計画を定めるものとする。また、経済産業局及び産業保安監督部については、合同庁舎に係る関係省庁の議論を踏まえて、必要に応じて、それぞれ業務継続計画を見直すものとする。

2. 基本方針

経済産業省は、「民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保」を図ることを任務としている（経済産業省設置法（平成 11 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項）。経済産業省は、非常時においても、可能な限りその任務を達成するため、以下の方針に基づいて、業務継続性の確保を図る。

- ① 電気、都市ガス、LP ガス、石油コンビナート施設、鉱山関連施設、火薬類関連施設、石油関連施設（製油所、油槽所、SS（ガソリンスタンド）、石油備蓄基地等）及び化学物質関連施設等に係る災害応急対策を迅速に実施し、これらからの二次災害の拡大防止及び災害復旧を通じて、国民の生命・身体の安全の確保及び財産の保全がなされるよう万全を尽くす。
- ② 電気、都市ガス、LP ガス等のライフラインの早期復旧や、生活関連物資・応急仮設住宅の建設等に要する資機材や燃料の迅速な供給確保を通じて、被災地における災害応急対策活動が円滑に実施されるよう万全を尽くす。
- ③ 被災中小企業対策を始めとした災害復旧・復興対策により、国民生活・経済活動の早期の復興に万全を尽くす。

- ④ 経済産業省の職員（庁舎内（敷地内を含む。以下同じ。）の来訪者等を含む。）の安全を確保する。
- ⑤ 上記を含め、被災状況、災害応急対策及び復旧の進捗状況などに関する迅速な情報収集・共有及び国内外への情報発信を徹底する。

また、経済産業省の業務のうち、①災害応急対策業務、②災害復旧・復興対策業務や発災後に発生する新規業務のうち優先度の高いもの、③通常業務のうち優先度の高いものを、非常時優先業務として特定するとともに、想定される危機的状況に伴う被害想定の下で、非常時優先業務について、その優先順位に従い、可能な限り各々の目標とする時間までに、業務の継続又は早期の再開若しくは実施が図られるよう、必要な資源の確保や制度の改善等を図る。

3. 業務継続体制の確立

経済産業省において本計画に基づき非常時優先業務を行う場合には、平時に実施している業務のうち、非常時優先業務に該当しない業務を一定期間停止するという重大な判断を行う必要がある。

また、業務継続の取組を円滑に進めるためには、組織全体にわたる職員配置等の最適化の検討を平時から実施することに加え、直接又は管理職員を通じて全職員に対して本計画作成の意義や目的等を広く周知し、全職員が業務継続に係る取組に参加することが必要である。

このように、業務継続体制の確立は、人材を含む資源の投入や組織内の意識統一を必要とする大プロジェクトであることから、幹部職員は、業務継続体制の確立を重要課題として位置付け、強いリーダーシップの下、深く関与する。

4. 本計画の構成

本計画の構成は、第1章「業務継続計画の位置付けと基本方針」、第2章「想定災害と業務継続への影響」、第3章「継続すべき優先業務」、第4章「迅速な初動対応及び業務継続のための組織・執務体制」、第5章「業務継続のための執務環境の確保」、第6章「教育、訓練及び計画の見直し等」の6章とする。

なお、本計画に定める事項のほか、各部局又は各課室においても、より詳細な事項を定めたマニュアルの作成や見直しを行う。具体的には、各部局又は各課室において、業務の実施手順、連絡先情報、データや各種機材、備蓄品の所在等の事項を整理する。

第2章 想定災害と業務継続への影響

本計画では、中央省庁業務継続ガイドラインに従い、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度6強）が発生した場合を対象事象とし、その被害想定は中央防災会議の想定（平成26年1月）を基本とする。これに加え、可能な限り「想定外」の事態への対応力を強化するため、こうした想定とは別に「過酷事象」を設定し、過酷事象への対応方針も整理する（前提条件の詳細は、表1参照）。また、要員確保が限定されることなどを考慮し、厳しい条件の代表として、日曜日の夕方6時に発災するケースを想定する。

あわせて、平日の発災には、要員の確保はできるものの、登庁している職員の帰宅の問題等、日曜日の発災とは異なる課題が考えられることから、平日の夕方6時に発災するケースについても検討することとする。

図1 都心南部直下地震（M7.3）による震度分布図（平成26年1月中央防災会議報告「首都直下地震対策検討WG最終報告及び政府業務継続計画案について」より）

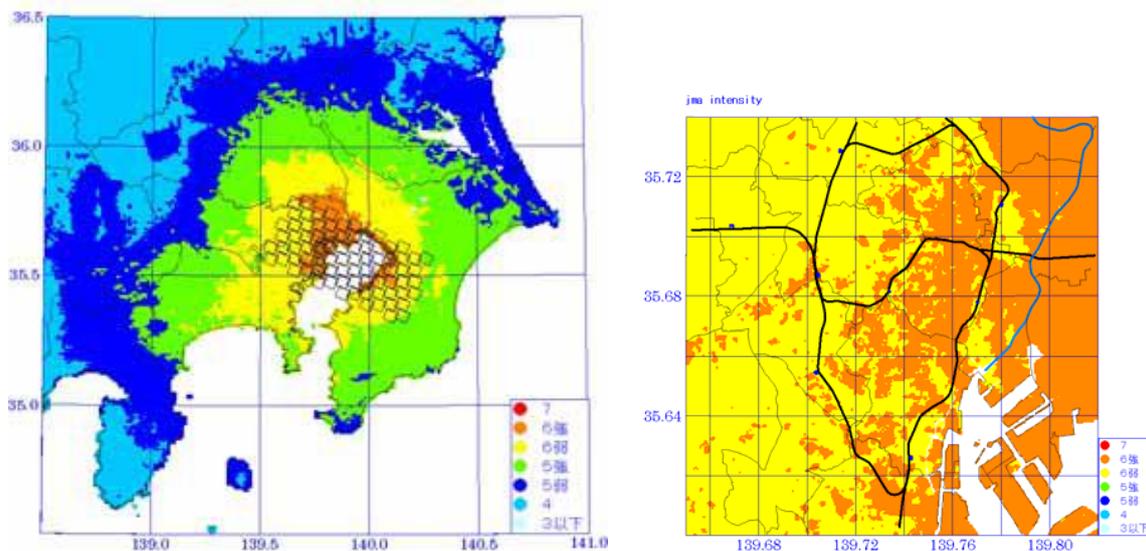


表 1 本計画の前提条件

被害の基本想定
<p>被害想定（最大）：中央防災会議「首都直下地震対策検討WG」最終報告より</p> <ul style="list-style-type: none"> ※冬、夕方風速 8 m/秒のケース ○東京湾内の津波は小さい（1 m以下） ○死者 約 2.3 万人 負傷者 約 7.2 万人 ○全壊・消失家屋 約 61 万棟 <p>被害想定：中央防災会議「政府業務継続計画」より</p> <ul style="list-style-type: none"> ○停電、商用電話回線の不通及び断水は 1 週間継続する。 ○下水道の利用支障は 1 ヶ月継続する。 ○地下鉄の運行停止は 1 週間継続する。JR 及び私鉄の運行停止は、1 ヶ月継続する。 ○主要道路の啓開には 1 週間を要する。 ※総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定。
その他の被害想定
<p>①経済産業省総合庁舎関係：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎被害：本館、別館に大きな被害が発生する可能性あり。 ・ 情報システム：外部のデータセンタに設置している経済産業省基盤情報システムと経済産業省総合庁舎の通信網が断線する可能性あり。 ・ 通信：相当程度の被害が発生する可能性あり。 <p>②帰宅困難者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員及び来訪者等の相当程度（65%程度）が帰宅困難者となる可能性あり。
想定過酷事象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、ガソリン、都市ガス、石油コンビナート等に関する過酷事象を想定し（詳細後述）、平時と有事の対応を検討する。

本計画では、まずは都心南部直下地震を対象事象とするが、今後、関係省庁とも連携しつつ、他の事象も想定して、内容の充実を図っていくこととする。

第3章 継続すべき優先業務

1. 基本的考え方

「経済産業省防災業務計画」において、災害が発生した場合に経済産業省が行う防災業務の基本となるべき事項を定めている。経済産業省本省が首都直下地震に見舞われた場合でも、「経済産業省防災業務計画」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に定める業務は最優先で取り組むべきものである。これらの①災害応急対策業務、②災害復旧・復興対策業務や発災後に発生する新規業務のうち優先度の高いものに加え、③それ以外の業務のうち優先度の高いものについて、限られた人的・物的資源を集中的に投入し、これらの業務の継続又は早期の再開若しくは実施を図る。

2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出

真に継続が必要な業務を抽出するため、想定災害の発生後の業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。業務影響分析としては、中央省庁業務継続ガイドラインを踏まえ、業務が停止した場合に国民生活や社会経済活動にどのような影響を与えるか、地震が発生してからの経過時間毎に以下のレベルⅠ～Ⅴにより評価を行った。

表2 「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性		各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容
Ⅰ	軽微	○ 社会的影響はわずかにとどまる。 ○ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
Ⅱ	小さい	○ 若干の社会的影響が発生する。 ○ しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
Ⅲ	中程度	○ 一定程度の社会的影響が発生する。 ○ 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
Ⅳ	大きい	○ 相当大きな社会的影響が発生する。 ○ 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。
Ⅴ	甚大	○ 甚大な社会的影響が発生する。 ○ 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

(令和4年4月「中央省庁業務継続ガイドライン 第3版」より)

業務影響分析の結果、1ヶ月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出することとした。

抽出した優先業務は、情報収集体制の確立、経済産業省の災害対策本部活動、復旧準備、技術支援等、地震発生によって生じる直接的な対策業務である「首都直下

地震応急対策業務」(下記3.)と、首都直下地震発生の有無にかかわらず必要な国民の生命の安全、権利、財産の保全に係る許認可業務等の「一般継続重要業務」(下記5.)に区分される。

3. 首都直下地震応急対策業務

(1) 関係機関への連絡要員等の派遣

災害応急対策を行う上で、「情報」は非常に重要である。特に、首相官邸や関係業界団体など主要機関間における情報共有に万全を期すことが必要であり、これらの機関には、必要に応じて、迅速に連絡要員を派遣する。また、首相官邸には、緊急災害対策本部事務局業務マニュアルに従い、事案対処部門(物資調達・輸送班、燃料・ライフライン班)の要員を派遣する。

(2) 情報収集・提供

経済産業省が所管する電気・都市ガス・LPガス等のライフライン、石油コンビナート・鉱山・火薬類等の産業保安関連施設、コンビニ等の小売業者、石油関連施設、化学物質関連施設等に係る被害情報は、災害の範囲を特定し、その応急対策を行う上で特に重要な情報であり、最も迅速かつ的確に把握し、正確に連絡・提供を開始しなければならない。また、所管の製造業、中小企業、商店街等の被災状況は、生活関連物資の安定供給の観点や、地震後の国民生活・社会経済活動の復興に際して非常に重要な情報となるので、きめ細かく情報収集を行い、情報提供する必要がある。

そのため、地方経済産業局、地方産業保安監督部、地方公共団体、関係団体・事業者等との連絡・調整体制の更なる充実を図る。

具体的には、

- 電力、都市ガス及び石油コンビナート施設に係る情報収集を行うため、直ちに参集連絡指示・情報収集指示を携帯電話又は携帯メールを用いて省内防災関係者に発信し(注)、情報収集を開始する。1時間以内を目途に、整理した災害情報の第1報を官邸関係者、官邸危機管理センター等に発信し、その後、できる限り速やかに報道機関等に公表する。また、必要に応じて、情報収集及び現場確認のため、現地に職員を派遣する。

(注)強い地震が発生した場合等には、参集基準や地震の震度等を自動で携帯メールに発出。

- 原子力施設については、原子力災害対策マニュアル(原子力防災会議幹事会決定)に基づいて対応する。まず、1時間以内に、被害状況を把握する。また、原子力規制庁から施設敷地緊急事態(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項の規定による通

報が行われた事態をいう。) 発生の連絡を受けたときは、経済産業省原子力事故対策本部を設置する。さらに、全面緊急事態(原子力災害対策指針(平成 24 年原子力規制委員会告示第 5 号)に規定する全面緊急事態をいう。)の発生後、原子力緊急事態宣言(原災法第 15 条第 2 項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。)が発出されたときは、経済産業省原子力災害対策本部を設置する。

- LP ガス供給関連施設、高圧ガス施設、火薬類関連施設、石油関連施設及び毒性を有し兵器転用のおそれがある等の化学物質関連施設については、大きな被害がある場合には 1 時間以内を目途に、それ以外の場合は 3 時間以内を目途に、被害状況の第 1 報を集約・公表する。石油関連施設のうち石油コンビナート施設に該当する製油所・油槽所については、3 時間以内を目途に燃料供給の確保を図る観点からの情報収集を行う。
- 鉱山関連施設、熱供給施設、工業用水道施設、コンビニ等の小売業者、生活関連物資の生産・流通施設及び LP ガス販売施設等についても、大きな被害がある場合には 1 時間以内に、それ以外の場合は 12 時間以内を目途に、被害状況の第 1 報を集約・公表する。
- また、所管の製造業、中小企業、商店街等についても、災害応急対策の進捗状況を踏まえつつ、順次、情報収集や被害の把握に努め、政府緊急災害対策本部(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部をいう。以下同じ。)等に連絡するとともに、報道機関等に公表する。
- 経済産業省の庁舎・情報システム・通信施設等に関する災害情報を、可能な限り速やかに情報収集・整理し、官邸危機管理センター等に報告するとともに、報道機関等に公表する。
- 発災 3 日後を目途に、生活関連物資や燃料等の価格動向の把握を開始する。
- 大臣官房広報室は、災害の発生後 1 時間を目途に、大臣官房危機管理・災害対策室が取りまとめる被害報を記者会に貼り出す。報道発表及び大臣会見ができる体制を必要に応じて整えるとともに、経済産業省のホームページに加え、SNS 等の多様な手段で、国内外に積極的に公表・情報提供する。また、経済産業省の基盤情報システムが被災し、代替のホームページに切り替えた場合の運用等について、マニュアルを作成する。

表3 経済産業省が収集する情報

項目	担当	第1報までの目標時間			
		1H	3H	12H	24H~
電力関係施設	産業保安G 資源エネルギー庁				
都市ガス関係施設	産業保安G				
石油コンビナート施設	産業保安G				
原子力施設	資源エネルギー庁				
LPガス供給関連施設	資源エネルギー庁				
高圧ガス施設	産業保安G				
火薬類関連施設	産業保安G				
石油関連施設	資源エネルギー庁				
毒性を有し兵器転用の おそれがある等の化学 物質関連施設	製造産業局				
鉱山関連施設	産業保安G				
熱供給施設	産業保安G				
工業用水道施設	地域経済G				
コンビニ等の小売業者、 生活関連物資の生産・流 通施設	商務サービスG 製造産業局 商務情報政策局				
LPガス販売施設等	産業保安G				
製造業	製造産業局 商務情報政策局				
中小企業	中小企業庁				
商店街等	中小企業庁				
庁舎	厚生企画室				
電力・ガス（庁舎内）	厚生企画室				
エレベータ（庁舎内）	厚生企画室				
通信施設（庁舎内）	厚生企画室				
基盤情報システム	情報システム室				
その他庁舎内官庁施設	厚生企画室				

注1) 目標時間は、あくまで一般的なケースを想定し、第1報までの目標時間を示したものの。関係者の
 参集状況等により、情報収集に要する時間は異なるが、大きな被害が生じている場合であるほど、
 より迅速な情報収集に努める。また、継続的に災害情報の収集を行い、情報の精度を高めていく。
 注2) 所管の製造業、中小企業、商店街等については、災害応急体制の進捗状況を踏まえつつ、順次、
 情報収集を行う。

(3) 災害応急対策業務の実施体制の確立

災害応急対策業務の実施体制を早急に確立する必要がある。そのため、以下の措置を講じる。

- 1時間以内に、経済産業省の庁舎及び執務室、基盤情報システム、電力・都市ガス、通信施設、非常用電源、エレベータ等の被害状況を把握し、それらを勘案して、大臣官房総務課又は本館2階の災害対策業務室に経済産業省緊急災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）を設営し、被害報を取りまとめる。業務時間外には、宿日直者が本館2階の災害対策業務室に本部事務局を設営し、被害報を取りまとめる。また、流言・パニック等の発生を防止し、被災地の住民等が適切な判断と行動ができるよう、正確な災害情報や災害応急対策の実施状況を迅速に公表するための広報体制を確立する。
基盤情報システムについては、メインのデータセンタの被災状況等に応じ、バックアップ用のデータセンタへの切替えの可否を判断する。
- 3時間以内に、大臣、副大臣、大臣政務官及び幹部職員で構成する「経済産業省緊急災害対策本部」（本部長：大臣）を設置し、経済産業省としての対処方針を公表する。
基盤情報システムについては、バックアップ用のデータセンタへの切替えを完了する。
- 12時間以内に、災害応急対策業務に必要な人員を確保するための人事発令業務の実施体制を整備する。

(4) 復旧対策

電気、都市ガス等のライフラインは、国民生活及び経済社会活動を復旧するに当たって前提となるものであり、可能な限り早期の復旧が望まれる。そのため、以下の措置を講じる。

- 1時間以内に、被災した電気事業者及びガス事業者が安全確保に留意した上で復旧を速やかに行うために必要な措置を講じるよう、指導する。また、必要に応じて、事業者間の融通を速やかに行うよう、電気事業者を指導する。さらに、必要に応じて、復旧の円滑化及び二次災害防止のため、現地に職員を派遣する。
- 3時間以内に、他地域の被災していない同業の事業者又は事業者団体が応急復旧のための事業者間の広域的な協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、指導する。
- 24時間以内に、被災した電気事業者及びガス事業者が復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じて、地方公共団体と連携しつつ、ホームページ・SNS等を活用しながら、広く一般に周知するよう、指導する。
- 3日以内に、被災した電気事業者及びガス事業者からの要請を受け、復旧作業

の実施に係る許認可等の手続の特例措置を講じるとともに、関係省庁に対して、同様の特例措置等を講じることがを要請する。

石油コンビナート施設については、被災の程度によって、周辺への延焼等の更なる二次災害に繋がるおそれがあるほか、住民の避難等が必要となる可能性もあり、その安全の確保を図る必要がある。そのため、以下の措置を講じる。

- 3時間以内を目処として、被災した事業所が設備の安全な停止、自衛消防や公設消防への迅速な連絡等により、延焼や周辺被害を防止するよう、指導する。LPガス供給関連施設の火災は、勢いをコントロールしながら、可燃物がなくなるまで燃やし尽くすことが基本であり、消防と連携して対処するよう指導する。
- 並行して、周辺事業所に対しても、設備の安全な停止、自衛消防の活動準備等により、延焼による被害を防ぐよう指導する。
- 延焼の可能性や有毒ガスの発生状況等を踏まえ、必要に応じて周辺住民の避難指示等の状況を地方公共団体から情報収集し、安全の確保を図るよう、事業者を指導する。
- 12時間以内を目途として、他地域の被災していない同業の事業者又は事業者団体が二次災害の防止及び応急復旧のための事業者間の広域的な協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、指導する。

LPガス供給関連施設、高圧ガス設備、火薬類関係施設、石油関連施設、化学物質関連施設、鉱山関連施設、熱供給施設及び工業用水道施設については、被災の程度によっては、更なる二次災害に繋がるおそれがあり、その安全の確保を図る必要がある。そのため、以下の措置を講じる。

- 3時間から12時間以内を目途として、被災したこれらの事業者が施設の健全性を点検し、二次災害の防止に努めるよう、指導する。必要に応じて、二次災害防止のため、現地に職員を派遣する。
- 12時間以内を目途として、他地域の被災していない同業の事業者又は事業者団体が二次災害の防止及び応急復旧のための事業者間の広域的な協力体制及び資機材の融通体制を構築するよう、指導する。
- 12時間以内を目途として、危険物等の安全を確保するため、危険物等を取り扱う事業所が法令等に定めるところにより十分な応急対策を講じるよう、必要に応じて都道府県等と連携しつつ、監督又は指導する。その後、応急対策の実施状況の把握に努める。

東日本大震災をはじめ、過去の災害対応で行った規制緩和を適用する必要があるか否か、被災状況に応じて検討する（東日本大震災の際に講じた規制緩和の事例は、

参考 1 参照)。

(5) 生活関連物資の調達

経済産業省が所管する物資のうち、生活関連物資や仮設住宅の建設に要する資機材等の防災関係物資（以下「生活関連物資等」という。）については、被災地の住民の生活のために、早急かつ適正な価格で調達する必要がある。そのため、以下の措置を講じる。

- 3時間以内を目途として、生活関連物資等の調達が開始できるよう、関係事業者団体等と連携体制を構築する。また、政府緊急災害対策本部事務局に設置される事案対処部門に物資調達担当の要員を派遣する。
- 生活関連物資等が被災地で不足している場合には、政府緊急災害対策本部からの要請等に基づいて、関係事業者又は関係事業者団体に協力要請を行い、供給確保を図る。
- 必要に応じて、増産等の所要対策について検討及び調整を行う。
- 下記の物資については、災害の発生が予見される場合、調達可能量及び調達可能場所等について、事前に調査を実施する。

下着、毛布（消防庁と共管）、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジポンプ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ（消防庁と共管）、仮設トイレ、ダンボール製簡易ベッド、パーティション、空調機器

(プル型支援)

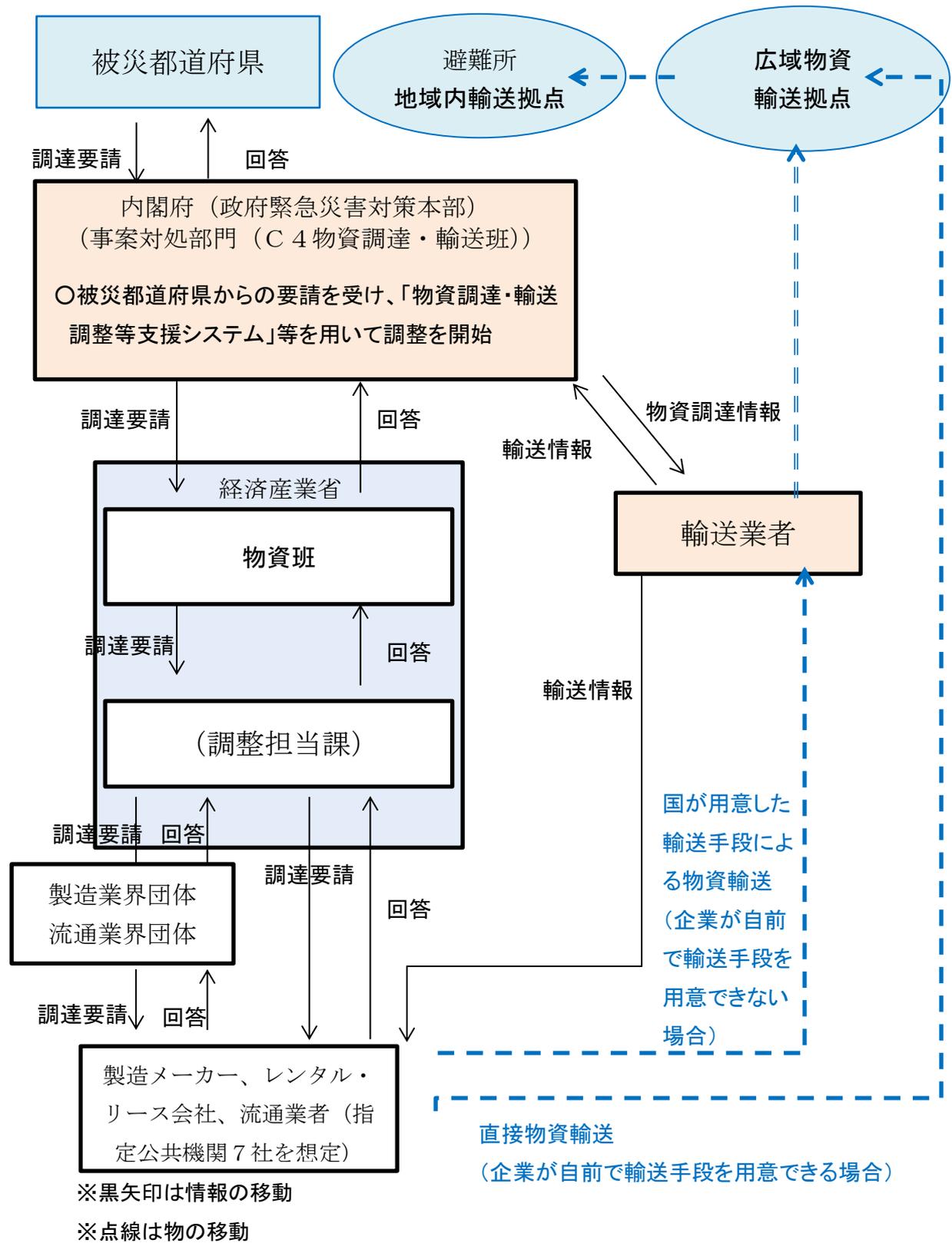


表4 防災関係物資・生活関連物資と調達担当課

調達担当課	物資名
製造産業局	
金属課	ドラム缶、ショベル、スコップ、ハンマー、つるはし、鉄線、釘、バール
素材産業課	ゴミポリ袋、レジ袋、ローソク、粘着テープ、ドライアイス、紙皿、紙コップ、 <u>トイレットペーパー</u> 、 <u>ティッシュペーパー</u> 、 <u>ダンボール製簡易ベッド</u> 、間仕切用ダンボール、台所用漂白剤、ペーパータオル、ノート、洗濯用洗剤、ゴム手袋、消臭剤
産業機械課	<u>可搬型発電機</u> 、業務用クーラー、スポットクーラー
生活製品課	<u>下着</u> 、 <u>毛布</u> （消防庁と共管）、 <u>作業着</u> 、 <u>タオル</u> 、 <u>外衣</u> （トレーニングウェア・スウェット上下・乳児用・防寒着）、 <u>靴下</u> 、 <u>パンスト</u> 、 <u>手袋</u> （作業用・防寒用）、 <u>マフラー</u> 、 <u>ロープ</u> 、 <u>テント</u> 、 <u>住宅仮設関連物資</u> 、 <u>布団</u> 、 <u>座布団</u> 、 <u>布団カバー</u> 、 <u>シーツ</u> 、 <u>マットシート</u> （災害避難所用）、 <u>授乳ブラジャー</u> 、 <u>カーペット</u> 、 <u>靴</u> ・ <u>長靴</u> ・ <u>サンダル</u> ・ <u>スリッパ</u> 、 <u>カセットこんろ</u> 、 <u>カートリッジボンベ</u> 、 <u>土のう袋</u> 、 <u>ブルーシート</u> 、 <u>ヘルメット</u> 、 <u>ポリバケツ</u> 、 <u>プラスチック製食器類</u> 、 <u>調理用具</u> （鍋・やかん・フライパン・ステンレスボール・缶切り・栓抜き）、 <u>石油ストーブ</u> 、 <u>マッチ</u> 、 <u>水筒</u> 、 <u>魔法瓶</u> 、 <u>歯ブラシ</u> 、 <u>使い捨てカイロ</u> 、 <u>携帯トイレ</u> ・ <u>簡易トイレ</u> （消防庁と共管）、 <u>仮設トイレ</u> 、 <u>パーティション</u> 、 <u>マットシート</u> （ベッド用）、 <u>給油用ポンプ</u> （灯油用）、 <u>文具</u> （鉛筆等）、 <u>雨合羽</u> 、 <u>寝袋</u> 、 <u>スポンジ</u> 、 <u>棺桶</u> 、 <u>骨壺</u> 、 <u>給水タンク</u> 、 <u>一輪車</u> 、 <u>物干し竿</u> ・ <u>物干し台</u> 、 <u>ハンガーラック</u> 、 <u>網戸</u>
商務情報政策局	
情報産業課	ラジオ、 <u>懐中電灯</u> 、 <u>乾電池</u> （単1～単3）、 <u>投光器</u> 、 <u>延長ケーブル</u> 、 <u>電源タップ</u> 、 <u>テレビ</u> 、 <u>冷蔵庫</u> 、 <u>洗濯機</u> ・ <u>乾燥機</u> 、 <u>電子レンジ</u> 、 <u>掃除機</u> 、 <u>扇風機</u> 、 <u>電気スタンド</u> 、 <u>空気清浄機</u> 、 <u>携帯用充電器</u> 、 <u>モニター</u> 、 <u>ケーブル</u> 、 <u>サーモグラフィ</u> 、 <u>高圧洗浄機</u> 、 <u>電気ポット</u> 、 <u>ヘアドライヤー</u> 、 <u>防犯カメラ</u>
商務・サービスG	
商取引監督課	棺桶、防腐剤、納体袋、仏衣、骨壺
生物化学産業課	シャンプー、歯磨き粉、石鹼、デオドラント用洗顔、ボディシート、消臭剤
サービス産業室	棺桶、防腐剤、納体袋、仏衣、骨壺
資源エネルギー庁	
資源・燃料部政策課、石油精製備蓄課、石油流通課	<u>燃料</u> （ <u>ガソリン</u> ・ <u>灯油</u> ・ <u>ジェット燃料</u> ・ <u>軽油</u> ・ <u>重油</u> ・ <u>LPガス</u> ）

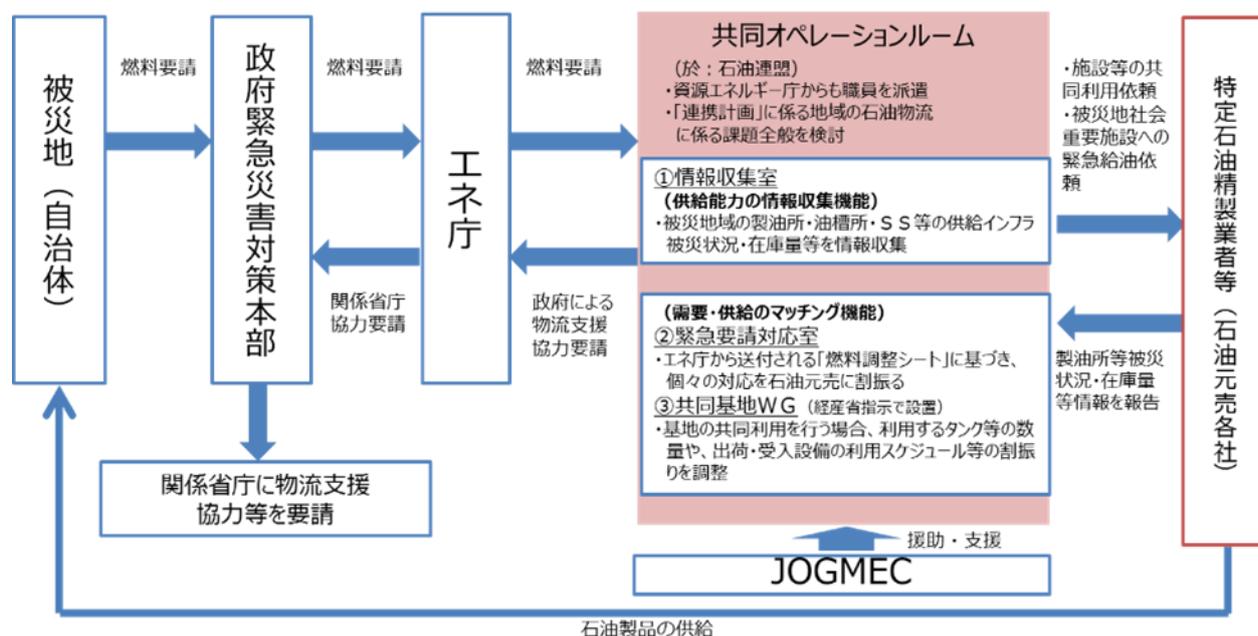
(注) 下線は、「防災基本計画」(中央防災会議決定)に記載されている防災関係物資・生活関連物資を指す。

(6) 燃料の供給

ガソリン・灯油・軽油・L P ガス等の燃料は、医療機関等からの緊急要請や被災者等の生活確保のため、確実に供給する必要がある。そのため、以下の措置を講じる。なお、本計画が想定している都心南部直下地震においては、東京湾岸の製油所の大半が被災し、長期にわたりこれらの製油所が稼働しない事態も考えられるが、こうした事態における応急対策は4. 過酷事象対策業務において記載することとし、本項では、製油所の被害が比較的軽微であり、短期間のうちに稼働を再開することを想定している。

- 3時間以内を目途として、石油関連施設及びL P ガス供給関連施設の被災状況を把握する。また、政府緊急災害対策本部事務局及び石油元売会社の共同オペレーションルームに、被災地からの燃料供給要請に対応する職員を派遣する。
- 3時間から12時間以内を目途として、被災地周辺の供給体制を確認した上で、必要に応じて、石油関連施設及びL P ガス供給関連施設の早期復旧を要請する。また、石油関連施設及びL P ガス供給関連施設の復旧見通しを把握する。
- 燃料が被災地で不足している場合には、政府現地対策本部又は政府緊急災害対策本部からの要請等に基づいて関係事業者又は関係事業者団体に協力要請を行い、供給確保を図る。
- 災害の程度や燃料不足の状況を勘案し、必要に応じて、4.(2)に記載する手順に沿って被災地への燃料供給の確保を図る。
- 石油製品及びL P ガスの備蓄(国家備蓄及び民間備蓄)の放出の必要性について直ちに検討を開始し、燃料の供給不足量を見極め、備蓄の放出等の適切な判断を行う。
- 燃料の生産・出荷設備の被災状況や、被災地への燃料の出荷状況など、国民への適切な情報提供を随時実施する。
- 災害時の燃料の供給に当たっては、必要に応じて、当該燃料の生産・販売事業者に対して、地域における安定供給に努めるとともに、便乗値上げ等を行わないよう要請する。
- 燃料の生産・販売事業者に対して、緊急自動車や被災地で災害応急対策にあたる緊急通行車両確認標章を掲げる車両等に優先給油を行うよう要請する。

図3 災害発生時における連絡体制図（燃料調達関係）



(7) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援等

首都直下地震においては、国民生活及び経済社会の復興に向けて、産業被害や事業再建に必要な資金需要等の情報収集・整理を行い、政府緊急災害対策本部等に連絡するとともに、必要に応じて、その早期復興のために、適切な協力体制の構築や、必要な資金の円滑な融通を図るなど、中小企業対策を講じる必要がある。そのため、以下の措置を講ずる。

- 災害応急体制の進捗状況を踏まえつつ、順次、産業被害に係る情報収集を開始し、整理して経済産業省緊急災害対策本部に連絡するとともに、適切に公表する。また、被災地における事業の再開又は継続に必要な原材料及び燃料等の被災地への搬入又は製品等の滞貨の被災地からの搬出を円滑に行うため、必要に応じて、国土交通省や運送事業者等に対して、貨車、トラック等の緊急配車その他の輸送手段の確保を要請するとともに、都道府県知事及び都道府県公安委員会に対して、緊急通行車両確認証明書の交付を要請するなど必要な措置を講じる。その際、必要に応じて、関係機関と協力して、当該物資の緊急輸送計画を作成し、その実施の推進に努める。
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域等における被災需要家を対象とする電気・都市ガス・熱供給に係る料金の特例措置（早取期間及び支払期限の延長、不使用月の電気・都市ガス・熱供給料金の免除等）について、事業者の申請に応じ、事業者の申請があった同日を目途として、特例措置の認可手続を行う。また、電気・ガス用品の適合性検査の有効期間の延長等につい

て、事業者の申請があった場合は同日を目途として、これらの特例措置を必要に応じて講じる。

- 災害応急体制の進捗状況を踏まえつつ、順次、中小企業に係る被災状況等の情報収集を開始し、1週間以内を目途として、必要な資金の円滑な融通を図るなどの中小企業対策を実施する。また随時、必要に応じて、追加の中小企業対策を実施する。当該災害が激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害として政令で指定された災害をいう。）に指定された場合には、関係省庁と協力しつつ、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例措置等の措置を迅速に行う。
- 災害応急体制の進捗状況を踏まえつつ、順次、サプライチェーンに大きな影響を与えている被害の特定や応急対策・早期復旧支援を行うとともに、事業者間の広域的な協力体制の構築や資機材・原材料の融通等に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の取扱いを整理する。
- 災害の発生により外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく審査に支障が生じたことで輸出品の船積遅延等が生じた場合には、当該輸出品の船積遅延等による苦情又は契約の取消し等の事態の発生を防止するため、3日間以内に災害発生証明書を交付する等適切な措置を講じる。

表5 総括整理表（首都直下地震応急対策業務）

復旧 目標 時間	業務	経済産業省の活動	
		共通	個別の活動
1時間	●災害情報公表 （ライフライン関係）	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局の設営 官邸、関係機関へのリエゾン派遣 庁舎・情報システム等の被災状況の確認、非常用自家発電機等の起動 職員の安否確認・参集要請メール発出 情報収集体制構築 省内幹部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 電力、都市ガス、石油コンビナート施設に関する被害状況把握、二次災害防止、復旧対策の指導 原子力施設に関する被害状況把握 電気事業者に対する融通の速やかな実施の指示 基盤情報システムのメインのデータセンタの被災状況等に応じ、データセンタ切替えの要否を判断
3時間	●省対処方針公表 （大臣会見）	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省災害対策本部設置 第1回本部会議（情報集約と対処方針） 政府緊急災害対策本部への職員派遣 職員の現地派遣 対外広報・情報発信の実施 職員安否確認一次取りまとめ 帰宅困難者対策の実施 生活関連物資、燃料等の調達・供給支援 応急復旧に必要な規制緩和の検討・実行 	<ul style="list-style-type: none"> LPGガス供給関連施設、高圧ガス施設、火薬類関連施設、石油関連施設、化学物質関連施設等に関する被害情報把握、復旧対策の指導 各業界に対する業界内における協力体制・資機材融通体制の構築指示 生活関連物資、燃料等の調達要請に備えた連絡体制等の構築 データセンタ切替えの完了
12時間	●広域応援体制の構築・指示	<ul style="list-style-type: none"> 復旧対策の調整 専門家や調査団の派遣調整 非常時併任発令・シフト制の構築 諸外国等への情報発信 備蓄物資の省内配布 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料輸送のための輸送関係省庁及び地方公共団体への要請 中小企業対策の検討開始 石油コンビナート施設、LPGガス供給関連施設、高圧ガス施設、火薬類関連施設に関する二次災害防止、復旧対策の指導 鉱山関連施設、熱供給施設、工業用水道施設、LPGガス販売施設等に関する被害情報の把握、二次被害防止、復旧対策の指導
1日間	●災害情報公表 （産業関係等） ※災害応急体制の進捗状況を踏まえつつ、順次	<ul style="list-style-type: none"> SC全体への影響分析 公正取引委員会との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業、中小企業、商店街等の被害状況把握
3日間	●電気・ガス料金特例措置認可	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資や燃料等の価格動向の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 電気、都市ガス、熱供給料金の特例措置認可 災害発生証明書等の交付等
1週間	●中小企業対策実施	<ul style="list-style-type: none"> 国会対応 緊急対策のための予算等調整 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援策の公表

4. 過酷事象対策業務

電気、ガソリン、灯油・軽油、LPガス、都市ガス、コンビナート等の分野においては、これまでも様々な形で災害対応力の強化が図られてきた。しかし、東日本大震災において、いわゆる「想定外」を可能な限り排除することの重要性が明らかになった。そのため、今般、こうした分野において従前の想定を超える過酷事象を想定し、過酷事象への円滑かつ迅速な対応を可能とすべく、平時、有事それぞれにおける対応を検討した。過酷事象への対応については、検討が必要な部分も残されており、引き続き検討していくこととする。

(1) 電気

<過酷事象>

- 停電軒数約 1,200 万軒
- 概ね発災から 1 週間で停電解消が目標（庁舎への電力供給も 1 週間で回復）
- 東京電力管内（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、静岡東部）の供給力は地震前の約 4 割
- 中長期にわたる厳しい計画停電が必要（1 日約 3～6 時間）

<対応方針>

1. 平時の備え

- 計画停電や電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 34 条の 2 第 1 項に基づく電気の使用制限を行う場合における、優先供給の対象となる施設や設備の考え方や、自家発電設備への燃料優先供給等に関する考え方の明確化
- 電力業界全体における電力融通、人員・資機材の融通に関する取組強化
- 電力会社の事業所等の所在地・事業内容等の情報を得るために必要な連絡先等の整理、定期的な確認
- 停電期間中も含めた、計画停電の周知手段の明確化・多重化（テレビ、ラジオ、SNS、防災無線等）

2. 有事の対応

- 必要に応じて、電力会社本店へのリエゾン派遣、電力会社からのリエゾン受入れ
- 電気事業者から需要の落ち込み状況及び発電所の被害状況を聴取し、需給ギャップを把握
 - ・ 全般的な停電状況及び設備被害等の把握（電力会社経由）
 - ・ 優先供給先となる施設・設備への電力供給状況の詳細な把握（電力会社経由及び経済産業省緊急災害対策本部経由）
 - 送配電設備の使用可否（融通電力の使用可否）
 - 優先供給先の周辺道路環境など電源車による供給の可否

○ 発電施設、送配電網の復旧見通しの把握

○ 需給対策の実施

[供給面]

- ・供給力の積増しの指示及び他電力への融通要請（必要な場合、電気事業法第31条第1項に基づく供給命令）
 - ・電源車の手配（優先供給先の決定を含む。）
 - ・優先自家発電設備への燃料供給手配（優先供給先の決定を含む。）
- （被災停電地域における燃料の優先供給については、優先供給先等に関する政府緊急災害対策本部の決定等を受け、資源・燃料部から石油連盟等を通じて石油元売会社等に、電力・ガス事業部から日本ガス協会等を通じて都市ガス事業者等に、それぞれ供給を要請する。）

[需要面]

- ・節電要請
 - ・計画停電（ブロック、頻度、対象除外等の確定）
 - ・電気事業法第34条の2第1項に基づく電気の使用制限（対象外等の確定を含む。）
- 被害・復旧情報、需給ギャップ情報、節電要請、計画停電・電気の使用制限の実施等に関する広報
- 被害の拡大防止、復旧に必要な資機材・物資の調達

(2) ガソリン、灯油・軽油、LPガス

<過酷事象>

- | |
|--|
| <p>○ 東京湾内の製油所の生産設備等が被災し、我が国の石油生産能力が3割程度低下
（※）東日本大震災における実績も踏まえると、震度5弱程度の地震で製油所が稼働停止することが見込まれる。首都直下地震では東京湾内の製油所が全て稼働停止し、復旧に長期間を要する可能性がある。と想定。</p> <p>○ SSにも被害はあるが、稼働可能なSSへのローリー等によるガソリンの供給は可能</p> <p>○ 東京湾内のLPガス1次基地、2次基地が被災し、首都圏のLPガス輸入基地の供給能力が2割程度低下
（※）上記被災想定は、首都圏のLPガス1次・2次基地が震度6強の地震を受けた停電及び液状化に伴う設備点検による出荷停止を想定（石油流通課調査を基に想定）しており、津波被害による想定過酷事象は想定していない。</p> <p>○ LPガスについては、充填所なども被災するが、稼働可能な充填所の活用、軒先在庫・充填所在庫等の活用により、契約先への供給不足は生じない
（※）津波被害による想定過酷事象について、引き続き要検討。</p> |
|--|

＜対応方針＞

1. 平時の備え

- 重要施設の把握（石油連盟と各都道府県で共有されているリストの把握）
- 優先供給に関する考え方の明確化、政府内における共有
- 東日本大震災発生時の対応を踏まえ、有事の際の供給手順を整理し、政府内に加え、石油・LPガス会社等との間で共有
- 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。）に基づく対応
 - ・ 第13条又は第14条に基づき、石油・LPガス元売会社等に対し、共同で、地域ごとに、以下の事項を定めた災害時の対応に係る計画を予め作成（記載事項）
 - ア) 石油・LPガス元売等各社共同のオペレーションルーム等の設置
 - イ) 製油所や油槽所及びLPガス基地の在庫量や設備の被災状況等の情報共有
 - ウ) 製油所や油槽所及びLPガス基地の設備の共同利用 等
 - ・ 第15条に基づき、同計画について公正取引委員会と事前調整
- 各地域の燃料供給の拠点となる製油所、油槽所、ガソリンスタンド、LPガス基地、充填所等における災害対応力の強化（非常用電源の設置や出荷設備の増強等）
- ガソリン、灯油、軽油等の国家備蓄の増強、LPガスの国家備蓄体制の整備
- 製油所、油槽所、LPガス基地、充填所等のタンクの容量、在庫量、タンクローリー数等、災害時の燃料供給に必要な情報を石油・LPガス会社から取得
- 国土交通省、防衛省、地方公共団体等の関係行政機関との連携体制を強化
- 重要施設に関して、タンク容量や給油口の規格など、災害時の燃料供給に必要な情報を石油・LPガス会社と地方公共団体との間で共有
- 災害時に緊急車両等への優先給油を行う中核SSを有する石油販売業者から、当該SSの設備状況に関する届出を受け
- LPガスに関する保安体制の整備
 - ・ 点検・調査が円滑に行われるよう、LPガス販売事業者間の協力体制の構築
 - ・ 容器の転倒・流出等による二次災害防止策（ガス放出防止装置等）の普及
- 事業所等の所在地・事業内容等の情報を得るために必要な連絡先等の整理、定期的な確認

2. 有事の対応

- 必要に応じて、石油連盟等へのリエゾン派遣
- 石油関連事業者等から製油所や油槽所等の稼働状況の把握
- 製油所、油槽所等の復旧見通しの把握
- 石油備蓄法に基づき、災害時の対応に係る計画の実施を石油・LPガス元売会社に勧告し（第33条）、被災地からの要請に基づき燃料を供給。当該計画の実施に

当たり関係行政機関に対し、燃料の輸送に必要な協力を要請（第 35 条）

- 備蓄（国家備蓄及び民間備蓄）の放出の必要性について直ちに検討を開始。燃料の供給不足量を見極め、備蓄の放出等適切な判断を実施
- 被害・復旧情報（生産・出荷設備等の被災状況や、被災地への燃料の出荷状況やSSの稼働状況等）に関する広報
- 被害の拡大防止、復旧に必要な資機材・物資の調達
- 必要に応じて、燃料の生産・販売事業者に対し、地域における安定供給に努めるとともに、便乗値上げ等を行わないよう要請
- 海外からの燃料の緊急輸入等、石油需給適正化法（昭和 48 年法律第 122 号）に基づく措置の実施を検討

（3）都市ガス

<過酷事象>

- 管路被害による機能停止が継続
- 東京湾内に立地する東京ガスの LNG 基地の供給能力が 40%程度まで低下
- 中圧以上の幹線パイプラインの被災はなし
- 首都圏への LNG ローリー車等の進入は可能

<対応方針>

1. 平時の備え

- ガスの優先供給に関する考え方の明確化
- 都市ガス業界全体におけるガス融通、人員・資機材融通に関する取組強化
- 事業所等の所在地・事業内容等の情報を得るために必要な連絡先等の整理、定期的な確認
- 都市ガス停止期間中も含めた、状況周知手段の明確化・多重化（テレビ、ラジオ、SNS、防災無線等）

2. 有事の対応

- 必要に応じて、都市ガス事業者本社へのリエゾン派遣
- 都市ガス事業者から需要の落ち込み状況及び供給設備等の被害状況を聴取し、需給ギャップを把握
 - ・ 全般的な供給停止状況（日本ガス協会、都市ガス事業者経由）
 - ・ 優先供給先となる施設・設備へのガス供給状況の詳細な把握（日本ガス協会・都市ガス事業者経由及び経済産業省緊急災害対策本部経由）
- 都市ガス製造設備等の復旧見通しの把握
- 需給対策の実施

[供給面]

- ・他地域のガス・電気事業者への融通協力要請（パイプライン、ローリー車、移動式ガス発生設備、プロパンエアー等）

[需要面]

- ・大口需要家への節ガス要請
 - ・一般需要家への節ガス要請
 - ・大口需要家への供給制限、地域単位における対応等を必要に応じて実施
- 被害・復旧情報、需給ギャップ情報、節ガス要請に関する広報
- 被害の拡大防止、復旧に必要な資機材・物資の調達

(4) コンビナート

<過酷事象>

- 千葉県市原～袖ヶ浦、神奈川県川崎～鶴見に集中しているコンビナートで相当程度の設備損傷が発生するとともに、同時多発的に火災が発生
- エチレンの5割弱、苛性ソーダの1割弱、塩素の1割弱の生産が長期にわたり途絶
- 爆発、有毒ガス、海面火災が大規模に発生

<対応方針>

1. 平時の備え

- (1) エチレン、苛性ソーダ、塩素等の供給の円滑化
- エチレン、苛性ソーダ、塩素等の優先供給先の明確化
 - ・国民生活に深く関係するエチレン、苛性ソーダ、塩素等由来の化学関連製品等のサプライチェーンの把握（上下水の消毒剤、工業廃水処理剤、医薬品・医療機器、洗剤、ペットボトル等）
- (2) 爆発、有毒ガス拡散、海面火災対応
- 地方公共団体、消防、警察その他関係省庁、事業者との連絡体制の構築

2. 有事の対応

- (1) エチレン、苛性ソーダ、塩素等の供給の円滑化
- エチレン、苛性ソーダ、塩素等の生産設備の被害状況・復旧見通しの把握
 - 優先施設・設備へのエチレン、苛性ソーダ、塩素等の優先供給
 - ・被災地以外に立地する生産設備の稼働率引上げ及び優先供給要請
 - ・海外企業からの緊急輸入による調達・優先供給
- (2) 爆発、有毒ガス、海面火災対応
- 現地防災本部（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に規定する石油コンビナート等現地防災本部をいう。）へのリエゾン派遣
 - 爆発、有毒ガス、海面火災の発生状況の把握と災害応急対策の実施

-設備の迅速かつ安全な停止

- 被害・復旧情報に関する広報
- 被害の拡大防止や復旧に必要な資機材の調達（被災地以外のコンビナート事業者等からの融通・調達）
- 被害の拡大防止、復旧に必要な物資の調達（マスク、オイルフェンス等）

5. 一般継続重要業務

「一般継続重要業務」は、首都直下地震に対する応急対策業務以外の、首都直下地震発生の有無にかかわらず必要な、国民の生命・安全の確保や、権利・財産の保全に係る許認可業務等、社会経済活動を支えるための業務である。これらの業務は順次回復させ、安全・安心な社会を提供する体制を構築する。

(1) 生命・安全の確保

国民の生命・安全の確保に関する業務については、3. に即して対応する。

(2) 権利・財産の保全

国民の権利・義務や財産の保全に関して相当程度影響が生じる業務については、迅速に対応できるよう、適切な措置や行政サービスを順次回復させる。

- ・ 外為法に基づく輸出入に関する審査業務や税関からの照会等への対応については、1日以内に再開する。
- ・ その他、国民個人への資格付与等、長期間業務が停滞した場合に国民の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許認可業務等については、1週間以内に、復旧・再開を目指す。
- ・ その他の業務については、地震発生当初は積極的に抑制し、その後、通常業務体制に移行できる状況になった場合には、継続すべき優先業務の復旧・遂行に影響を与えない範囲内で、順次復旧・再開を目指す。

表6 総括整理表（一般継続重要業務）

復旧 目標 時間	業務のカテゴリー	代表的な経済産業省の業務
1 2 時間	○国民の生命・安全の確保に関する業務	・ライフライン関連施設に関する二次被害防止、 復旧対策の指導
1 日間	○システムの停止が許認可業務等の処理に当たって全国的に影響を及ぼすようなシステム運用業務 ○国民の権利・義務や財産の保全に関して相当程度影響が生じる業務	・電子申請システム等の受付中止をアナウンスする業務 ・外為法に基づく輸出入審査業務等
～ 1 週間	○ 国民個人への資格付与等、長期間業務が停滞した場合に、国民の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許認可業務等 ※メルクマール：標準処理期間1ヶ月未満かつ月間平均処理件数1件以上	・ ・

第4章 迅速な初動対応及び業務継続のための組織・執務体制

初動対応及び業務継続に必要な体制を確保するため、宿日直、参集要員の指定、発災時の参集基準等について、以下のとおり整備する。

1. 宿日直

平日の深夜や休日に発災した場合であっても、迅速な初動対応は不可欠である。特に、閣僚が緊急参集し、政府全体の対応方針が検討される官邸の初動対応と連動して、経済産業省としての適切な初動対応を確保することは極めて重要であり、いかなる時に発災したとしても、官邸に連絡要員を派遣し、官邸からの情報を受けられる体制を構築することが必要である。そのため、平日夜と休日に、防災担当官2名により宿日直を行う。

2. 参集要員の指定

(1) 本省における体制

経済産業省においては、東京23区で震度5強以上の地震又は東京23区外で震度6弱以上の地震が発生した場合は、重点課室の主任防災担当官等が緊急参集するか、又は遠隔で迅速に業務を開始することとしている。

他方、首都直下地震発生時においては、遠方に居住する主任防災担当官等の緊急参集が困難となることも想定され、これらの体制のみでは、災害応急対策業務を継続的に行うために十分な体制が確保できない可能性もある。そのため、首都直下地震等により公共交通機関の利用が原則不可能となった場合を想定し、東京23区内で震度5強以上の地震が発生したときは、本省庁舎から6km圏内に在住する職員も、防災担当官（首都直下型地震対応補助担当）として、緊急参集することとしている。

また、上述の体制でも人員が不足する場合は、本省庁舎から6～12km圏内に在住する一般職員を念頭に呼集を行い、対応者を募ることとする。

なお、実際の発災時には、被害や災害応急対策業務の状況に応じ、どの部局に重点的に人員投入を行うかの判断は柔軟に行う必要がある。全省を挙げて組織横断的に対応することとする。

(2) 地方経済産業局等の活用

通信手段の途絶や参集要員不足等により、本省職員のみによる業務遂行が困難になる場合を想定し、東京23区内で営業時間外に震度5強以上の地震が発生するとともに、発災後10分間、本省担当者に3度連絡を取って繋がらなかった場合（又は、本省担当者より対応の要請があった場合）は、近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部が、本省で行われるべき首都直下地震応急対策業務の一部

(初動対応として実施する、被害情報の収集・整理等)の業務を代行する。

さらに、本省本館庁舎・別館庁舎・特許庁庁舎が利用できず業務遂行ができない場合を想定し、関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部においても本省主任防災担当官等により行われるべき首都直下地震応急対策業務を実施する環境・体制を整備する。

3. 発災時の行動

発災時に職員が取るべき行動を全職員が理解できるよう、大臣官房危機管理・災害対策室及び各局は連携して行動マニュアル(防災・危機管理業務必携)を作成し、内容の徹底を図る。それぞれの職員が取るべき行動は概ね以下のとおりである。

(1) 基本的事項

①緊急参集の前提条件

参集基準に従い緊急参集する必要がある者は、本人及び家族の安全、その後の負傷等のおそれが無いことを確認し、無理なく業務に従事できる場合、緊急参集する。

②緊急参集に当たっての報告・連絡

緊急参集に当たっては、主任防災担当官、課室長等に報告を行うこととする。報告ができなかった場合でも、まず緊急参集することとし、緊急参集の途中で随時、報告を試みる。緊急参集要員がやむを得ず緊急参集できない場合は、速やかに主任防災担当官、課室長等に状況を連絡する。主任防災担当官等は、必要に応じて、当該参集要員の代わりとなる緊急参集要員の調整を行う。

③飲食物の持参等

緊急参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、緊急参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに緊急参集要員間で情報共有する。

④非参集要員の行動

非参集要員は、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ、上司からの指示を待つ(安否情報等の連絡を受けた上司は、状況に応じて必要な指示を出す)。なお、待機の間、自宅周辺における救出・救助活動や避難者支援に携わるなど、地域貢献や地元の地方公共団体への協力を積極的に取り組むことが望ましい。

参集できない場合（例）

1. 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇又は育児休業に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 12km 以上のとき又は参集途上で大規模な火災発生等の著しい交通障害が発生しているとき。

状況連絡の内容（例）

- ・所属、氏名、出勤できない理由、連絡・避難先、連絡方法等

（２）参集基準

	東京 2 3 区				その他地域	
	発災時の所在	6 強以上	6 弱以上	5 強	6 強以上	6 弱
大臣	-	◎（官）	◎（執）	○	○	○
副大臣、大臣政務官	-	◎（執）		○	○	○
緊急災害対策本部員等 ^{注2}	6km 圏内	◎（災）			○	○
	6km 圏外	◇（災） ^{注3}				
危機管理・災害対策室	-	◎（災）			◎（執）	
官房対策 P T エネルギー P T 物資 P T	-	◎（災）			◎（執） ^{注4}	
主任防災担当官	6km 圏内	◎（災）			重点課室職員 ◎（執） ^{注4} その他職員 ○	
	6-12km 圏内	◎（災）				
	12km 圏外	◇（災）				
防災担当官 （首都直下型地震対応補助担当を除く）	6km 圏内	◎（災）			重点課室職員 ◎（執） ^{注4} その他職員 ○	○
	6-12km 圏内	◎（災）				
	12km 圏外	◇（災）				

防災担当官 (首都直下型地震対応補助担当)	6km 圏内	◎ (災)	—	—
その他職員(12km 圏 内在住職員)	—	◆	—	—
重点課室予備職員	・東京23区震度5強以上、その他地域で震度6弱以上の地震が発生した場合、予備職員は重点課室長等へ連絡し、緊急参集の必要性について確認。連絡が不通だった場合は自動参集。			

【注1】凡例

◎	自動参集。
○	待機。(改めて指示があった場合参集)
◇	公共交通機関が利用できない場合、自宅等で待機(可能であれば遠隔で業務を開始)。公共交通機関が利用できる場合は自動参集。
◆	呼集連絡があった場合、参集可能な職員は参集し、災害対応業務に従事。
(官)	官邸に参集。
(災)	災害対策業務室(本館2階西4~8)に参集。 (ただし、営業時間内に発災した場合は、各機能班の主要構成員以外は、原則執務室にて業務を開始。)
(執)	執務室に参集。執務室が使用できない場合には、災害対策業務室(本館2階西4~8)に参集。

【注2】緊急災害対策本部員等とは、事務次官、経済産業審議官、大臣官房長、総括審議官、福島復興推進グループ長、経済産業政策局長、地域経済産業グループ長、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、電力・ガス取引監視等委員会事務局長、資源エネルギー庁長官、資源エネルギー庁次長、特許庁長官、中小企業庁長官。

【注3】事務次官、大臣官房長、商務・サービス審議官、資源エネルギー庁長官、資源エネルギー庁次長は、6km圏外に所在する場合であっても自動参集。

【注4】被害状況の確認や被害報の作成等の必要な作業が滞りなく行える場合に限り、リモートでの対応を可とする。改めて指示があった場合には参集。

【注5】大臣の参集は、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」(平成15年11月21日閣議了解)による。

【注6】解除連絡や例外的な対応などを行う場合には、適切なタイミングで、臨機応変に危機管理・災害対策室から関係者に周知する。

(3) 勤務時間内に発災した場合における非参集要員の対応

勤務時間内に発災した場合は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上の混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関の情報が明らかになるまでの間は、原則として、家族の安否を確認しつつ、むやみに移動せずに庁舎内で待機する（最低でも1日～2日の待機はあり得る）。どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、上司に報告の上帰宅して家族の安否を確認する。

庁舎内待機中は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、庁内の復旧業務も含めたロジ業務、首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動並びに避難者支援に従事する。

<参考> 都心南部直下地震M7.3の帰宅困難者

(平成25年12月 内閣府による被害想定)

帰宅困難者：昼12時発生で最大800万人（東京都で最大490万人）

(帰宅困難者対策案：一斉帰宅の抑制の徹底等)

4. 安否確認

職員の安否状況の把握は、発災時に継続すべき業務の着実な遂行の第一歩である。安否確認は、大臣官房秘書課作成のマニュアルに従って実施する（その概要は概ね以下のとおり）。

(1) 勤務時間内に発災した場合

- ① 課室長及び課室長補佐（企画調整担当）は、目視、電話、安否確認システム等可能な方法により所属職員の安否を確認する。
- ② 職場外にいる職員は、速やかに課室長等に連絡を入れて安否状況を報告する。
- ③ 課室長及び課室長補佐（企画調整担当）は、震災発生後60分を目処に、その時点における確認状況を取りまとめて業務管理官室に報告する。
- ④ 業務管理官室は、震災発生後75分を目処に、その時点における局内全体の安否確認情報を取りまとめて大臣官房秘書課に報告する。
- ⑤ 課室長及び課室長補佐（企画調整担当）は、③の確認時点で連絡が取れない職員がいる場合、その後も当該職員の安否の確認に努める。職員に負傷等の事実が判明した場合は、逐次業務管理官室に連絡する。

- ⑥ 業務管理官室は、各課室より職員の負傷等の連絡があった場合、逐次大臣官房秘書課に報告する。

(2) 勤務時間外に発災した場合

- ① 大臣官房秘書課は、安否確認システムにより各職員に安否確認のメールを配信する。
- ② 管理職を含む全ての職員は、安否確認システムにより速やかに安否状況を回答する。通信が遮断されている場合は、通信の回復後速やかに安否確認システムにより回答する。
- ③ 課室長及び課室長補佐（企画調整担当）は、震災発生後 60 分以内を目処に、安否確認システムにより課室職員の安否状況を適宜把握する。また、災害応急対策業務に支障の無い範囲で未回答の職員への回答を促す。
- ④ 業務管理官や大臣官房秘書課は、安否確認システムにより職員の安否状況を適宜把握する。

(1)(2) いずれの場合でも、大臣官房秘書課は経済産業省全体の安否情報を集約し、経済産業省緊急災害対策本部において報告する。これらの習熟のため、年 4 回程度安否の報告についての訓練を実施する。

5. 経済産業省緊急災害対策本部における機能班設置

首都直下型地震等の大規模災害発生時は、本部事務局に、災害応急対策業務等の実施に必要な機能班を設置する（機能班の基本的構成は、表 7 参照）。

表 7 経済産業省緊急災害対策本部への設置が想定される機能班の基本的構成

(※) 下表に示す機能班を基本としつつ、実際の設置は被災状況等により柔軟に行う。

機能班名	業務概要	主要構成員
官房対策PT		
・ 全体総括班	①政務三役の安否確認、②大臣・幹部や緊参チーム員との連絡調整、③緊急災害対策本部の開催に向けた作業指示、④作業スケジュールの関係者への共有、⑤対応人員管理（PT間の人繰り調整等）、⑥被害報の取りまとめ・関係者への共有、⑦大臣記者会見・会議における発言要旨作成、⑧経済産業省災害対策本部の準備・運営（資料準備を含む。）、⑨クロノロの作成、⑩その他状況に応じた事態対応業務 等	大臣官房危機管理・災害対策室を中心とした大臣官房各課室等
・ 広報班	①ホームページ・ツイッター更新、②記者会見	大臣官房広報室等

	の調整等の報道関係者の対応 等	
・ 人事班	①職員安否確認、②各部局の業務、職員の緊急参集状況、職員の職歴・能力等を踏まえた人員配置 等	大臣官房秘書課等
・ システム・厚生班	①庁舎・設備・基盤情報システム等の被害状況の把握・復旧、②庁内負傷者対応、③備蓄物資の管理、④帰宅困難者（外部の者を含む。）の受入れ 等	大臣官房情報システム室・厚生企画室等
エネルギーPT		資源エネルギー庁、産業保安グループ等
・ 総括班	①全体総括、②管理業務（人員配置・体制構築）、③渉外業務（官邸・官邸リエゾン・エネPT幹部との連絡窓口）、④被害情報の集約・共有業務、⑤発言・資料作成業務、⑥各班のクロノロの取りまとめ業務 等	
・ 電力保安班	①班内総括、②班内管理業務（人員配置・体制構築）、③被害情報（※）の集約・共有業務、④対策の企画・調整・実行等、⑤クロノロの作成・共有 等 （※停電情報、電力設備の被害情報 等）	
・ 電力需給班	①班内総括、②班内管理業務（人員配置・体制構築）、③被害情報（※）の集約・共有業務、④対策の企画・調整・実行等、⑤クロノロの作成・共有 等 （※電力需給情報、原子力設備の被害情報 等）	
・ 石油・コンビナート班	①班内総括、②班内管理業務（人員配置・体制構築）、③被害情報（※）の集約・共有業務、④対策の企画・調整・実行等、⑤クロノロの作成・共有 等 （※製油所・油槽所・備蓄基地の被害情報、高圧ガス設備・コンビナートの被害情報 等）	
・ SS・LP班	①班内総括、②班内管理業務（人員配置・体制構築）、③被害情報（※）の集約・共有業務、④対策の企画・調整・実行等、⑤クロノロの作成・共有 等 （※SSの被害情報、LPガス輸入基地・備蓄基地等の被害情報 等）	

・ガス班	①班内総括、②班内管理業務（人員配置・体制構築）、③被害情報（※）集約・共有業務、④対策の企画・調整・実行等、⑤クロノロの作成・共有等 （※都市ガス・簡易ガス・LPガス・熱供給支障情報、都市ガス・簡易ガス・熱供給設備の被害情報、休廃止鉱山の設備の被害情報等）	
物資PT		商務・サービスグループ、製造産業局等
・総括班	①全体総括、②管理業務（人員配置・体制構築、レク資料・広報資料等の作成）、③渉外業務（災害対策本部との連絡・調整、質問対応）等	
・遊軍	①全体の状況把握、②他PTの動きや報道等を踏まえた対策の検討等	
・物資班	①個別物資（※）の調達に係る関係部署等との連絡・調整等 （※トイレ・トイレトペーパー、暑さ・寒さ対策（毛布等）、食糧・水等）	
・流通班	①流通業における被害情報の収集と資料作成、②指定公共機関7社への連絡・調整等	
産業班		製造産業局、中小企業庁等
・危険物係	毒性を有し兵器転用のおそれがある等の化学物質関連施設の被害状況の収集・集約等	
・サプライチェーン係	製造業におけるサプライチェーンへの影響に関する情報収集・集約等	
・中小企業係	中小企業への影響に関する情報収集・集約等	

6. 重点課室と予備職員制度

災害発生時に経済産業省が果たすべき役割に照らして重要性が高い課室として、以下の課室を重点課室に指定する。重点課室において、災害・危機発生時に即座に追加投入できる中核管理職等（予備職員）をリスト化するとともに、発災時に対応が必要となる業務を整理し、マニュアルを作成する。

表8 重点課室

重点課室	主な役割
大臣官房：秘書課、総務課、危機管理・災害対策室、広報室、厚生企画室、情報システム室	人員配置、総括、対外広報、庁舎管理・帰宅困難者対策、情報システムの確認・復旧
福島復興推進G：総合調整室	福島第一原子力発電所に関する被害情報収集
地域経済産業G：地方調整室	地方局間の派遣人数調整、地方局に対する人員派遣要請、地方局職員の安否確認（庁舎の損壊等の確認も含む。）
製造産業局：総務課、金属課、素材産業課、生活製品課、産業機械課、自動車課 商務情報政策局：情報産業課	産業被害・サプライチェーン影響の情報収集 生活関連物資等の調達・供給支援
商務・サービスG：参事官室、消費・流通政策課	生活関連物資等の調達・供給支援総括 コンビニ・スーパーの被害情報収集
産業保安G：保安課、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、鉱山・火薬類監理官（付）	産業保安監督部に対する人員派遣要請 ライフライン（電気、都市ガス等）、高圧ガス・火薬類等の被害情報収集・復旧等 高圧ガス施設、石油コンビナート、鉱山関連施設、火薬類関連施設、電力関連施設、ガス関連施設の安全確保
資源エネルギー庁：総務課	電力需給対策総括 燃料の調達・供給支援総括
資源・燃料部：政策課、石油精製備蓄課、石油流通課	製油所・油槽所・SS等の被害情報収集 燃料の調達・供給支援
電力・ガス事業部：政策課、ガス市場整備室、電力基盤整備課、電力供給室、原子力政策課	ライフライン（電気、都市ガス等）の確保・復旧、原子力関連施設の被害情報収集

7. 権限委任

災害発生時に各局等の局長等に不測の事態が発生した場合であっても、切れ目無く指揮命令系統を確保するため、以下のとおり、局長等に関する職務代行の順序に関するルールを定める。以下に従い、災害応急対策業務に従事できる職員が、迅速に局長等を代行する。

(※1) 以下は、指揮命令系統を切れ目無く確保するため、職務代行者を機械的に特定するもの。局長等の安否や局等ごとの業務状況等の全体像が一定程度判明した時点で、状況に応じて、事務次官等（当該者に不測の事態が発生した場合に当該者の職務を代行する者（以下「相当者」という。）を含む。）が、改めて各局長等の代行者を指名することも想定される。

(※2) 政策調整官に不測の事態が発生した場合、局長等（相当者を含む。）が、局内から政策調整官の職務に従事すべき者を指名する。職員の安否や局等ごとの業務状況等の全体像が一定程度判明した時点で、状況に応じて、事務次官等が、改めて各局等の政策調整官を指名することも想定される。

(※3) 交通インフラへの影響に伴い本省庁舎への緊急参集が困難になることが想定されるため、必要に応じて、本省庁者近傍に在住し、徒歩参集できる幹部職員も職務代行者に指名しておくことも想定される。

表9 職務代行の順序

官職名	職務代行の順序
事務次官	①経済産業審議官、②大臣官房長、③大臣官房総括審議官、④省内局長等（官制順）
大臣官房長	①大臣官房総括審議官、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
福島復興推進G長	①原子力事故災害対処審議官、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
経済産業政策局長	①大臣官房審議官（経済産業政策局担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
地域経済産業G長	①大臣官房審議官（地域経済担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
通商政策局長	①大臣官房審議官（通商政策局担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
貿易経済協力局長	①貿易管理部長、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名

産業技術環境局長	①大臣官房審議官（産業技術環境局担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
製造産業局長	①大臣官房審議官（製造産業局担当）のうち防災業務を担当する者、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
商務情報政策局長	①大臣官房審議官（商務情報政策局担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
商務・サービス審議官	①大臣官房審議官（商務・サービス担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
技術総括・保安審議官	①大臣官房審議官（産業保安担当）、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
資源エネルギー庁長官	①資源エネルギー庁次長、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
特許庁長官	①総務部長、②災害・危機発生後に事務次官又は本人（相当者を含む。）が指名
中小企業庁長官	①中小企業庁次長、②事業環境部長、③経営支援部長、④政策調整官、⑤庁内課室長（官制順）

8. 交替制

職員の参集状況、被災状況、各課室の業務状況等を踏まえ、人員配置の見直しやシフト制の導入など、業務を長期にわたり継続できる体制を構築する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

発災後、大臣官房厚生企画室（常駐の委託保守管理・警備業者を含む。）は庁舎・設備の緊急点検（建物倒壊の危険性、機械・電気設備の被災状況等の点検）を行い、即時の避難の必要性の有無を判断し、館内放送等によって周知を行う。避難が不要な場合、大臣官房厚生企画室は、予め各部局等で指定されている担当者に執務室や共用部等の被害状況を別途定めるチェックシートにより点検するように指示し、全体の被害状況の取りまとめ・対応等を行う。大臣官房厚生企画室は、これらの点検・対応等が適切に実施できるように、マニュアルや点検体制等を適切に見直していく。

上述の点検により、庁舎を継続して使用できないと判断される場合には、参考－2に定める順位により、代替庁舎への移転を検討する。

なお、移転を行った場合には、元の庁舎の安全確認や復旧の状況、公共交通機関を含む移動手段の確保状況等を考慮した上で、元の庁舎へ復帰することとする。

また、平日夜間又は休日に発災した場合は、大臣官房厚生企画室（常駐の委託保守管理・警備業者を含む。）は上記緊急点検の実施後、大臣官房危機管理・災害対策室及び主任防災担当官等に本省庁舎の使用可否（即時の避難の必要性）を連絡する。避難が不要な場合、大臣官房厚生企画室（常駐の委託保守管理・警備業者を含む。）は執務室や共用部等の被害状況を上記チェックシートにより点検し、上記要員に本省庁舎の継続使用の可否を連絡する。

(2) 電力

系統電力が途絶した場合は、本館・別館それぞれに設置している非常用自家発電機が自動で起動し給電を行う。これにより、系統電力が復旧するまでの間、災害時優先業務の実施や庁舎環境・設備の維持に最低限必要な電力が確保できる。非常用自家発電機は、本館（1,200kWを168時間発電可能。本館から別館にも供給可能。）、別館（2,000kWを168時間発電可能。別館から本館にも供給可能。）にそれぞれ設置している。また、災害対策業務室にも、専用の小型非常用自家発電機を設置している（28kWの電力を72時間供給可能。）。大臣官房厚生企画室は、系統電力の復旧見込み、非常用自家発電機の燃料の残量等を踏まえて、必要に応じて、非常用自家発電機の運用調整や電力の負荷制限等を実施する。

大臣官房厚生企画室は、非常用自家発電機の運用や電力の負荷制限が適切に実施できるように、マニュアルや実施体制等を適切に見直すとともに、定期的に起動確認を行う。

(3) 備蓄

交通機関の全面的な運行停止により、職員及び来庁者等の相当程度が帰宅困難となることを想定し、緊急参集要員が庁舎で1週間滞在し、並びに職員及び来庁者が3日間庁舎で滞在するために必要な用品（食料、飲料水、備蓄用トイレ、毛布、救出・救護用品等）を備蓄する（備蓄状況は表10のとおり）。

大臣官房厚生企画室は、備蓄物の調達・管理、発災時の配布等が適切に実施できるように、マニュアル等を適切に見直す。

表10 防災用品の備蓄目標

区分		数量	保存期間	種類
食料	主食	5万食	5年以上	アルファ化米、乾パン、クラッカー、缶入りパン等
	副食	5万食	3年以上	缶詰等
飲料水		11,880ℓ	5年以上	保存水（2ℓペットボトル）等
毛布		5千枚	—	災害備蓄用パック毛布等
トイレ		84,400回分	7年以上	災害備蓄用簡易トイレ等 トイレットペーパー
救急用品		45セット	—	多人数用救急箱等
救助用品		45セット	—	救助用工具セット、懐中電灯、担架等
EV閉じ込め対策用品		24セット	—	保存食料・水、携帯トイレ、懐中電灯、救急セット等
帰宅支援用品		1,750セット	—	保存食料、ライト、携帯トイレ、ナップサック等

(4) 排水機能

庁舎内設備の点検が完了するまでは、排水管からの漏水等による二次災害を防止するため、トイレ、給湯室、厨房等の排水機能を必要とする設備の使用を見合わせる。大臣官房厚生企画室は、構内放送等により当該情報の周知を図る。

(5) 空調機能

ライフラインが復旧し、安全が確認されるまでは、全館の冷房・暖房の使用を見合わせる。大臣官房厚生企画室は、設備の点検、ライフラインの復旧見込みに関する情報を速やかに収集し、早期に運転が再開できるように努める。

(6) エレベータ機能

大臣官房厚生企画室は、エレベータの停止状況や、閉じ込め被害が発生していないかどうかを確認する。また、エレベータ保守業者に、速やかに点検・運転再開作業を実施するよう要請する。

(7) 什器転倒対策

基本的に全体の対策は実施済みであるが、各課室は、負傷者の発生防止及び業務を継続するための執務環境を確保する観点から、レイアウト変更時等に、適切な什器等の配置、固定等の対策を実施する。

大臣官房厚生企画室は、内閣府や東京消防庁の対策指針等を参考に、各課室に技術的な指導を行うとともに、随時対策の実施状況を確認・把握する。

2. 通信

(1) 固定設備

地震発生時は、通信が輻輳することが予想されるが、災害時優先電話回線※等を有効に活用することにより、必要な通話の確保に努める（災害対策業務室の電話は、非常用電源に切り替わっても全ての電話が使用可能）。

また、災害時優先回線を設定している電話機が設置されている各課室は、大臣官房厚生企画室の指示に基づき当該電話機にその旨のシールを添付し、当該電話機であることを明確化する。

※災害時優先電話は、“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意。

(2) 携帯電話

地震発生時は、携帯電話による通信も輻輳することが予想されるが、災害時優先回線及び衛星携帯電話を有効に活用することにより、必要な通話の確保に努める（災害時優先回線は、回線数が限られているが、予め災害対応を念頭に置いて配分・設定している）。

また、輻輳時には携帯メールによる連絡を試みることにする。

(3) 内線電話

内線電話システムは、震度7の地震に耐え得る耐震又は免震設計であり、かつ外部から電力供給が途絶した場合にも非常用自家発電装置からの電力供給により使用できる設計になっている。

3. 基盤情報システム

基盤情報システムは、冗長性の観点から複数のデータセンタを使用し、かつ各データセンタは震度6強の地震に耐え得る耐震又は免震構造となっている。その上で発災時には、メインのデータセンタが被害を受けて稼働停止したことや、経済産業省の本館・別館とデータセンタとの間の通信網が断線したこと等により、基盤情報システムが利用できなくなることが考えられる。

そのため、大臣官房情報システム室は発災後直ちにサービス提供事業者に連絡し、メインのデータセンタの稼働状況を含め、基盤情報システムが利用可能かどうかを確認し、状況に応じて次の(1)、(2)の対応を行う。

(1) メインのデータセンタが稼働停止した場合

大臣官房情報システム室は、バックアップ用のデータセンタの利用に切り替えることをサービス提供事業者に指示する。

本省では、主任防災担当官等は、データセンタの切り替えが完了するまでの間、災害対策業務室で災害対策業務用のPC等を用いてインターネットの閲覧及び文書等の作成等の業務が可能。切替え後は、主任防災担当官等は、本省のほか、国会連絡室、特許庁、各地方の経済産業局及び産業保安監督部等（以下「経済産業局等」という。）のうち、バックアップ用のデータセンタと通信が可能な場所において、セキュアPCを用いてメールの送受信、インターネットの閲覧、共有ドライブ及び個人のドライブに保存しているデータの利用、文書等作成といった基本的な機能を利用した業務が可能。

なお大臣官房情報システム室は、引き続き基盤情報システムの状況を確認し、復旧に向けてサービス提供事業者への指示を行う。

(※) 複数のデータセンタにおいて基本的な機能を重複することで、冗長化している。平時は、職員の所属により接続するデータセンタが異なっており、基盤情報システムにおける障害等発生時には、他のデータセンタをバックアップとして利用できる。災害が発生した場合、サービス提供事業者は基盤情報システムの稼働状況を調査し、1時間を目処に大臣官房情報システム室にその結果を報告する。大臣官房情報システム室がメインのデータセンタの稼働が困難であると判断した場合は、サービス提供事業者に指示し、バックアップのデータセンタへの切替え作業を実施する。また、大臣官房情報システム室が上記判断及び切替え指示を行えない場合、近畿経済産業局情報システム室の担当者が代わりに作業を実施する。バックアップのデータセンタへの切替え作業の完了には約120分かかる。

(2) 本館・別館とデータセンタとの間の通信網が切断した場合

データセンタが稼働している場合には、本館及び別館とデータセンタとの間の通信網が断線している場合であっても、防災担当官等は、データセンタと専用回

線による通信が可能な経済産業局等の拠点においては、セキュアPCや防災業務室等の災害対策業務用のPCを用いて、平時と同様に業務が可能である。また、事前に利用手続を完了している職員は、モバイルWiFiルータや自宅等のネットワーク環境を用い、リモートアクセスによりインターネット経由でデータセンタに接続することで、平時と同様の機能を利用した業務を行うことができる。

さらに、事前に利用手続を完了している職員は、個人のPC、タブレット、スマートフォン、携帯電話等の端末をインターネットに接続できれば、BYODアプリケーションによりメールの送受信等が可能である。

4. 業務継続のための代替庁舎の確保

不測の事態により庁舎に被害が生じた場合には、①別館、②特許庁庁舎、③関東経済産業局の順位により、代替庁舎への移転を検討する。また、政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地に移転した場合は、必要に応じて、経済産業研修所（東村山市）も活用する。

代替庁舎に移転することを決定した場合、①別館においては大臣官房総務課が、②特許庁においては特許庁総務課が、③関東経済産業局においては関東経済産業局総務課が執務環境を立ち上げるものとする。

なお、代替庁舎として機能させるための別館、特許庁庁舎及び関東経済産業局の現時点における基礎的インフラは、参考—2のとおりである。

5. 広報

大臣官房広報室は、発災後1時間を目途に、大臣官房危機管理・災害対策室が取りまとめる被害報を記者会に貼り出す。必要に応じて、報道発表及び記者会見できる体制を整える。

また、経済産業省の災害対応の広報の一手段として、ホームページは重要である。そのため、災害時対応情報システムを有効活用して、災害時にもホームページにより情報提供する。大臣官房広報室は、災害時のホームページの更新方法等について、マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行う。

また、東日本大震災においてSNSによる情報発信も有効であったことに鑑み、発災時の情報発信・提供手段として、ホームページの活用に加え、ツイッターも活用し、積極的な情報公開・提供を実施する。

6. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の経済産業省の第一の役割は、非常時優先業務の適切な実施であることを基本としつつ、可能な限り帰宅困難者への支援を行う。大臣官房厚生企画室及び大臣官房秘書課は、帰宅困難者対応の具体的方法等について、マニュアルを適切に見直していく。

(1) 来訪者

庁舎内の来庁者については、交通機関の復旧等により帰宅が可能と判断されるまでの間、待機できる場所を庁舎内に設置し、必要に応じて防災用品の配布を行う。

(2) 外部の帰宅困難者等

外部の帰宅困難者については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入れ施設の紹介等、可能な支援措置を講じる。また、外部の帰宅困難者の受入に備えて、講堂に130人分程度のスペースを整備するとともに、500人分の食料・用品を確保する。

7. 傷病者等の救護

大臣官房厚生企画室及び経済産業省診療所は、庁舎内の傷病者の発生状況や診療所の体制等を踏まえ、必要に応じて別館1階ロビー等に救護所を設置し、負傷者等の救護にあたる。救護所の対応が困難な者については、付添人等の応援を得ながら、近隣の医療機関に搬送する。

大臣官房厚生企画室は、適切な救護活動を行うことができるよう、マニュアルを適切に見直していくとともに、救護用品の整備を進める。

8. 各個人における業務継続への取組

(1) 災害への備え

地震発生時にすぐに必要になるもの（例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や飲料水等）は、各自で用意を行うことを推奨する。また、最低でも1～2日間程度は庁舎内にとどまらざるを得ない場合もあることから、その間最低限必要になるもの（例えば、常用薬、コンタクトレンズ）は、個人で用意することが望ましい。

(2) 出勤、帰宅時の連絡手法

各職員は、速やかに家族等と安否確認等の必要な連絡を取ることができるよう、事前に発災時の連絡手段を確立するよう努める。災害用伝言ダイヤル等を利用する場合は、体験利用日（毎月1日・15日、防災週間等）に体験を行い、使用方法を習熟しておくことが望ましい。

<発災時の連絡手段例>

・NTTの災害用伝言ダイヤル（171）

「171番」をダイヤルし、ガイダンスに従って音声メッセージを録音・再生

することで、安否確認等を行うことができる。固定電話、公衆電話、携帯電話等から利用可能。

・ NTT災害用ブロードバンド伝言板（web171）

インターネット上の伝言板に、テキストメッセージを登録・閲覧することで、安否確認等を行うことができる。インターネットに接続できるPC、携帯等から利用可能。

サイトアドレス <https://www.web171.jp/>

・ 携帯電話各社の災害用伝言板

携帯電話各社のインターネット上の伝言板に、テキストメッセージを登録・閲覧することで、安否確認等を行うことができる。インターネットに接続できる携帯、PC等から利用可能。

・ 事前に、家族等間で災害時の集合場所・連絡手段等を取り決めておく。

第6章 教育、訓練及び計画の見直し等

1. 教育、訓練等

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を全職員の共通認識とすること、すなわち「文化」として平時の業務の中に定着させていくことが大切である。そのため、実動体制を平時から想定することや、地震の発生後の施設等の機能を周知することを目的とした訓練を平時から定期的に実施する。

加えて、基礎知識の習得のほか、総合防災訓練、安否確認訓練、参集訓練、情報伝達訓練、システム切替訓練などを平時から実施する。

訓練の実施時及び訓練の終了後は、訓練時に収集される情報や各組織の対応について、適切に記録を残すものとする。誰がどのような役割を担ったのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう記録することを心掛け、これらの記録をもとに、より良い対応を行うことができるよう改善を図る。また、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、予め確保する。

実際に地震災害が発生した場合にも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い、今後の対応の改善に活かすように努める。

表 1 1 実施する訓練等の例

訓練等の種類	内容	時期	対象
主任防災担当官等向け研修	防災・危機対応に関する全般的な研修	毎年1回	主任防災担当官、防災担当官（防災担当官（首都直下型地震対応補助担当）を含む。）等
総合防災訓練	防災対策の意思決定方法の確認（緊急災害対策本部の設置等）	毎年1回	経済産業省緊急災害対策本部メンバー、幹部職員、主任防災担当官等
安否確認訓練	安否確認システムの確認等	毎年4回程度	全職員
参集訓練	徒歩参集訓練	毎年1回	参集要員
シミュレーション訓練	ブラインド（シナリオ非提示）型のシミュレーション訓練	毎年1回以上	主任防災担当官、防災担当官（防災担当官（首都直下型地震対応補助担当）を含む。）等

災害業務対策室等の立上訓練	本館、別館、特許庁等の災害業務用スペースに関し、模擬的にレイアウト変更を実施	毎年1回	主任防災担当官等 (防災担当官(首都直下型地震対応補助担当)を除く。)
宿日直者向け研修・訓練	発災後の初動に必要な業務に関する研修及び模擬訓練	毎日	宿日直者
物資・燃料調達訓練	物資・燃料の調達に関する模擬訓練(民間とも協調して実施)	毎年1回	関係課室
システム稼働訓練	非常用自家発、基盤情報システムの切替え訓練	毎年1回	関係課室

2. 人事異動における引継ぎ

業務継続に係る対応レベルを維持するため、大規模な人事異動があった場合には、異動後速やかに新任者等に必要な引継ぎ等を行う必要がある。

新任者等への教育・訓練については、対象職員が発災時に本計画に基づきどのような行動を取るべきか、予めどのような事を知り、備えるべきかといった事項を明確にし、実際の災害が起きた場合にすぐに所要の行動を取ることができるようにする。

業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の業務継続担当者等が、異動後即座に当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。

3. 本計画の見直し

本計画については、訓練の実施や外部有識者による評価等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

参考－２ 防災関連基本インフラ

表 1 3 防災関連基本インフラ（令和４年４月時点）

庁舎の 利用 順位	スペース、机・椅子	電話・FAX	自家発電
1位 本館 (耐震 構造)	本館2階防災業務室：約370㎡ 本館2階執務室：約220㎡ 机：61台、椅子：137脚	・固定電話（NTT回線）11台 ・複合機3台 ・災害時優先FAX1台 ・固定衛星電話1台 ・中央防災電話2台 ・中央防災FAX1台 ・危機管理電話1台 ・危機管理FAX1台	1200kW（最大発電能力、本館全体）の電力を168時間使用可能（使用電力の制限により別館への融通や使用時間の延長可能）
2位 別館 (免震 構造)	別館2階各省庁共用会議室：約291㎡ 机：40台、椅子：120脚	・電話及びFAXが最大合計70台接続可能。機器は他の執務室から流用。 ただし、現時点で内線通信のみ可能であり、外線及び災害時優先通信等については整備中。	2000kW（最大発電能力、本館と別館全体）の電力を168時間使用可能（使用電力の制限により使用時間の延長可能）
3位 特許庁 (耐震 構造)	16階第1～第3共用会議室：約260㎡ 机：50台、椅子：100脚 ※9階の特許庁長官室、総務課を指示拠点に、16階第1～第3共用会議室を作業部屋とすることも可能。	・災害時優先電話16階2台、9階5台 ・固定電話（NTT回線）16階2台、9階3台 ・FAX16階1台、9階4台 ・衛星携帯電話1台	自家発電：1300kW（最低限のサーバと非常用電源のみを想定）の電力を82時間使用可能
4位 関東局 関東監督部	<関東局> 合同庁舎1号館9階の防災対策室（約73㎡）及び局議室（約108㎡）に加えて、局長室（9階）・総務企画部長室（9階）・総務課長室（9階）を指示拠点に、作業部屋として、9階西側執務室（約430㎡）を利用可能。 9階西側執務室の椅子：80、机：31 ※必要により各課の執務室及び会議室を利用可能。 ※防災対策室・局議室は移動式の壁のため、一体として使用することも可能。 <関東監督部> 合同庁舎1号館11階の部議室（約64㎡）を利用可能。会議机：10、椅子：28	<関東局> ・電話 防災対策室・局議室4台、9階西側執務室18台 ・FAX 防災対策室・局議室1台、9階西側執務室3台 ・衛星携帯電話1台 ・防災無線電話・FAX各1台 <関東監督部> ・部議室 電話1台 ・衛星携帯電話1台	<関東局・関東監督部共通> 自家発電：1800kW×2台（合同庁舎1号館全体）の電力を72時間使用可能（消防用設備、電話設備、1／3の電灯設備、非常用コンセントを想定）